

鎌ヶ谷市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

申請の手引き

鎌ヶ谷市

はじめに

埋立て等とは、土地へ、ある目的のため土砂や建設残土などを搬入して土地の形状を変えることをいいます。

鎌ヶ谷市では、市内の土地（500平方メートル以上3,000平方メートル未満）で行う土砂等の埋立てや、一時たい積行為などによる土壌の汚染と不適正な埋立てから発生する災害を防止することを目的とし、市民生活の安全確保と生活環境を保全するため『鎌ヶ谷市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例』を制定しております。

この手引きは、鎌ヶ谷市内で土砂等の埋立て等を計画されている皆様に、条例や規則の内容を理解していただくとともに、申請手続き等に必要な書類の作成方法等を解説したものです。

条例の主旨を十分理解され、土砂等の埋立て等による土壌の汚染や災害の発生の防止に十分留意されるようお願いします。

目次

【土砂等の埋立て等を実施する方への留意事項】

- I 埋立て等の実施にあたって 1
- II 小規模埋立て等について 1

【土砂等の埋立て等の概略】

- I 土砂等の埋立て等の流れ 2
- II 埋立て等許可に係る届出、報告等 2

【許可申請手続きの流れ】 3

【小規模埋立て等許可申請の必要書類】 4

【小規模埋立て等許可申請書等記載要領】

- I 小規模埋立て等許可申請書記載要領 5
- II 一時たい積許可申請書記載要領 9
- III 小規模埋立て等変更許可申請書記載要領 1 1
- IV 土砂等搬入届記載要領 1 1
- V 小規模埋立て等状況報告書記載要領 1 1
- VI 一時たい積状況報告書記載要領 1 2
- VII 小規模埋立て等完了届記載要領（廃止（中止）届記載要領） 1 2
- VIII 小規模埋立て等地質検査報告書記載要領 1 2
- IX その他 1 2
- X 参考資料 1 4

土砂等の埋立て等（小規模埋立て等）を実施する方への留意事項

I 埋立て等の実施にあたって

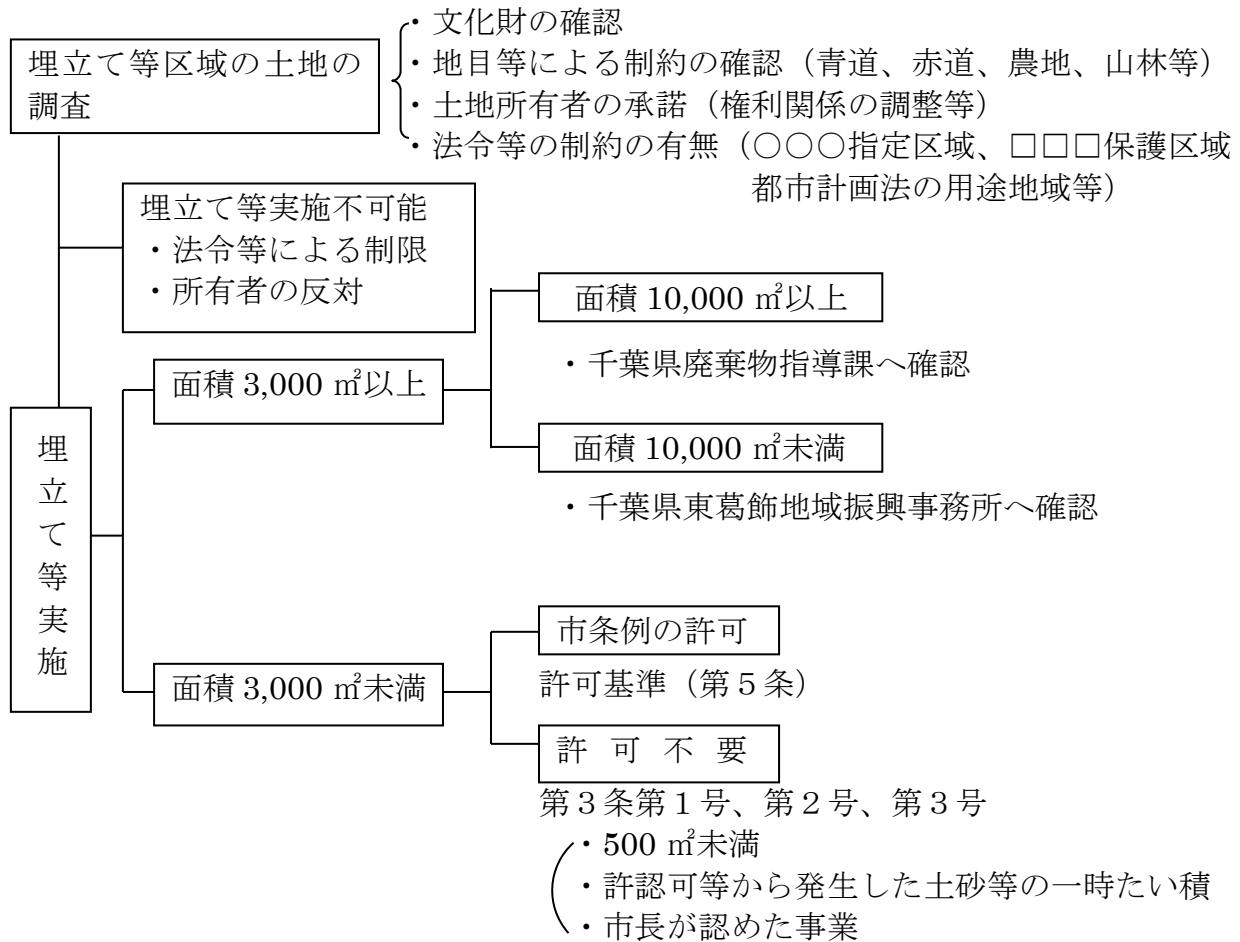
- 1 この条例以外の法令で規制があるものについては、それぞれの法令の適用を受けることになり、許認可等が必要なものについては、併せて許認可等を取ることが必要な場合があります。
- 2 小規模埋立て等及び一時たい積（以下「小規模埋立て等」という。）を実施する区域（土地）の埋蔵文化財の有無について、鎌ヶ谷市教育委員会文化・スポーツ課に確認してください。（埋蔵文化財がある場合は、その調査後の申請となります。）
- 3 小規模埋立て等を実施する区域（土地）内に、青道や赤道がある場合（公図で確認すること。）は、埋めるために必要な措置はどのようにするか等を市都市建設部道路河川管理課等に確認してください。
- 4 小規模埋立て等を実施する土地が農地の場合は、農地転用（一時転用を含む。）等の手続きも必要となるため、市農業委員会で確認してください。
- 5 小規模埋立て等を実施する土地が山林等の場合は、地域、面積等により必要な許可や届が異なるため、市市民生活部農業振興課等に必要な措置を確認してください。
- 6 その他、施行規則第5条別表第3に掲げる行為や開発行為など、関係許認可を十分に確認してください。
- 7 1,000㎡以上の一時たい積事業（ストックヤード）は、粉じん発生施設に該当するため、大気汚染防止法による届出が必要となります。（千葉県東葛飾地域振興事務所）
- 8 建設機械等の騒音や振動を発生させる機材を使用する場合、特定建設作業等の届出が必要となる場合があります。（市市民生活部環境課）

II 小規模埋立て等について

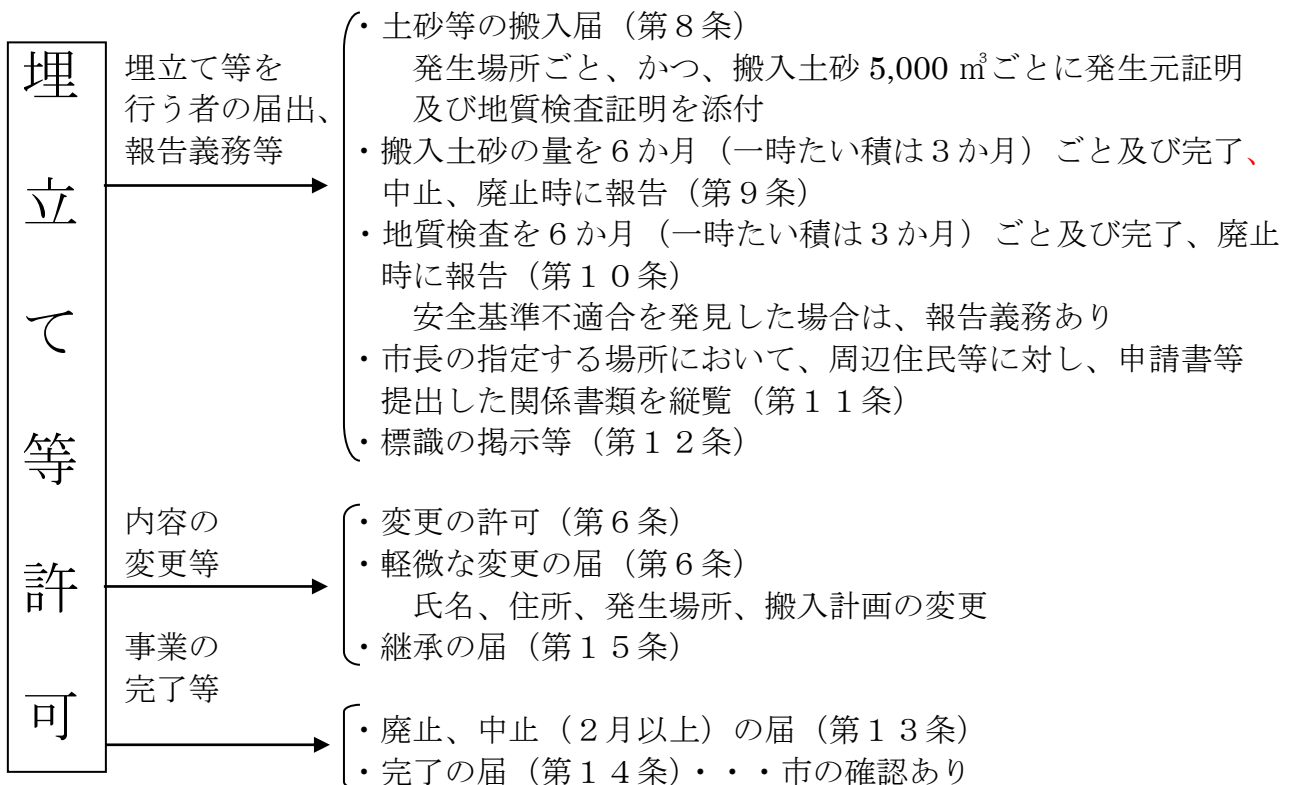
- 1 小規模埋立て等区域の面積については、埋立て等の用に供する区域の面積をいい、区域外の搬入路、事務所等は含みません。
また、開発行為や宅地造成等の事業を、事業区域内の土砂等で切土・盛土する場合は、事業区域以外からの土砂等で埋立てする区域が対象となります。
- 2 小規模埋立て等区域の表面をアスファルト舗装をする場合や天地返し（事業前に確保してあった表土で覆う。）の場合は、事業区域以外からの土砂等の搬入終了時に廃止又は完了となります。
- 3 土砂等には、建設工事や浚渫工事などで発生する土砂を始めとして、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」でいう「廃棄物」以外の埋立て等に供する物質、全てをいいます。
なお、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた汚泥や「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」で定められた放射性物質は、土砂等には分類されません。
- 4 土砂等搬入届に添付する、土砂等発生元証明書、検査試料採取調書、地質分析結果証明書は、どんなに小規模（小土量）でも発生場所ごとに必要となります。
- 5 小規模埋立て等の規模が、変更により3,000㎡以上になった場合は、その時点で県条例の許可が必要となります。

土砂等の埋立て等の概略

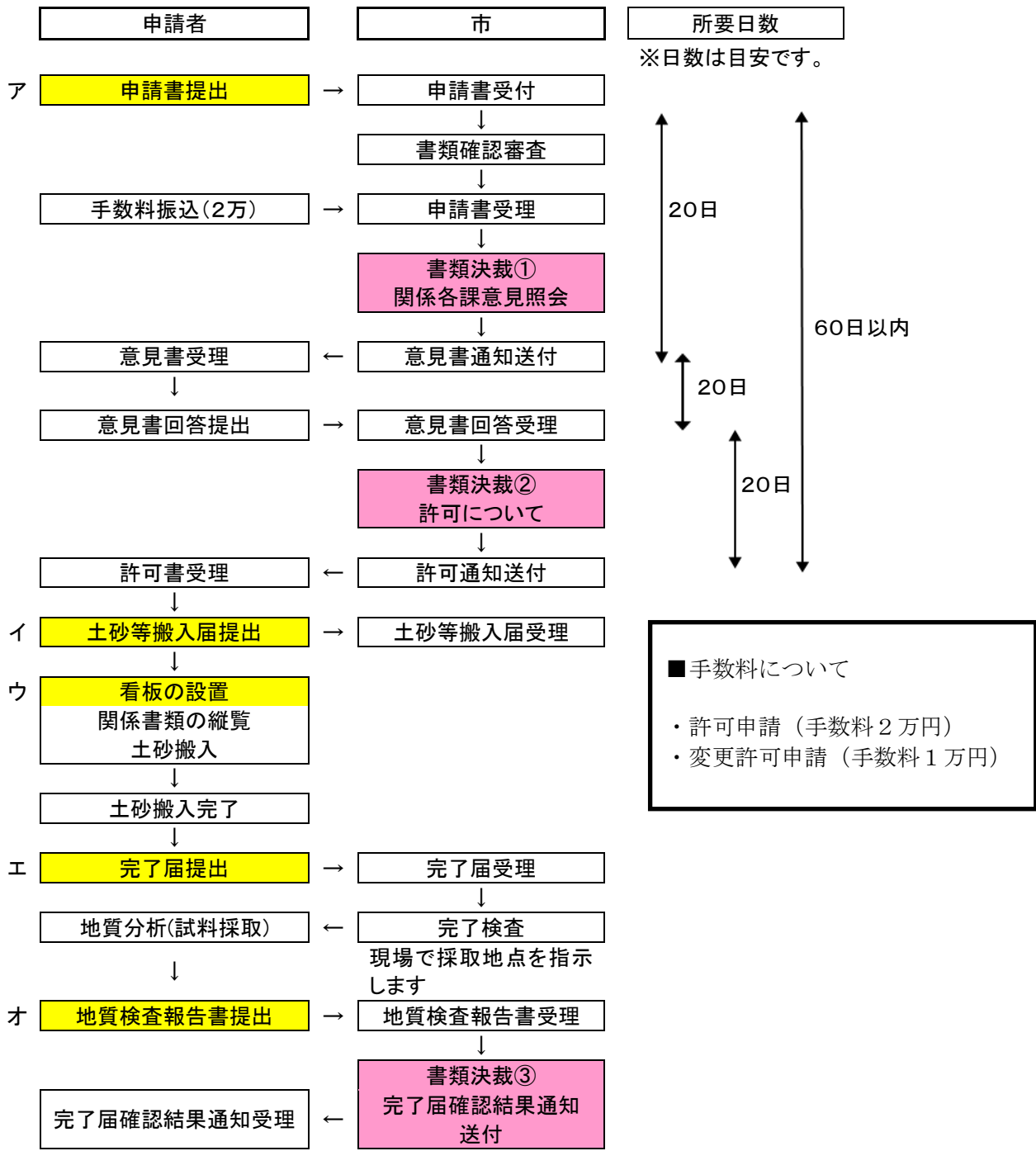
I 土砂等の埋立て等の流れ



II 埋立て等許可に係る届出、報告等



[許可申請手続きの流れ (参考)]



- ア. 許可申請書**
P.4、P.5 作成要領を参照
- イ. 土砂等搬入届 添付書類**
- ①土砂等搬入届(6号様式)
 - ②土砂発生元証明書(7号様式)
 - ③検査試料採取調書(8号様式)
 - ④地質分析結果証明書(9号様式)
- ※6号様式に必要な図面・写真

- ウ. 看板の設置(13号様式)**
- エ. 完了届 添付書類**
- ①状況報告書(10号様式)
 - ②完了届(15号様式)
- ※15号様式に必要な図面
- オ. 地質分析結果報告書 添付書類**
- ①地質分析結果報告書 (12号様式)
 - ②検査試料採取調書(8号様式)
 - ③地質分析結果証明書(9号様式)
- ※土砂等を採取した地点の位置図・写真

小規模埋立て等許可申請の必要書類

1. 必ず必要なもの

必 要 書 類
①小規模埋立て等許可申請書（第2号様式）
別紙1（小規模埋立て等区域の位置及び面積等の詳細）
別紙2（小規模埋立て等に使用される土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画に関する事項）
②住民票の写し（法人の場合にあっては、法人登記簿謄本）
③区域の位置図（1/25,000程度） ※土砂の搬入経路を明記すること
④区域の付近の見取図（1/500程度）
⑤区域の平面図（施工前及び施工後のもの） 区域の縦断面図（施工前及び施工後のもの） 区域の横断面図（施工前及び施工後のもの） 縮尺は 1/250～1/500 程度 施工後の区域の構造は条例施行規則「別表第1」に掲げる構造のとおりとする
⑥土地の登記事項証明書（3月以内に発行されたもの）
⑦公図の写し（法務局名・作成日の記載されたもの） 小規模埋立て等の区域を明示し、区域及び隣接地の地目を記入すること
⑧使用される土砂等の量の計算書
⑨実測の求積図

<提出部数>

正本1部 副本2部 A4ファイル綴りとする

（背表紙=小規模埋立て等許可申請書 申請地 〇〇〇〇 申請者 〇〇〇〇 を記載してください）

これ以外に、申請書一式をコピーしたものを4部（農地の場合は5部）

<手数料>

申請時に手数料2万円が必要です

2. 状況により必要なもの

<input type="checkbox"/> 委任状	代理申請の場合
<input type="checkbox"/> 小規模埋立等土地使用承諾書 （土地売買契約書等でも可） 印鑑登録証明書添付（3月以内のもの）	土地が自らの所有でない場合等
<input type="checkbox"/> 構造安定計算書	土質試験等に基づき構造の安定計算を行った場合
<input type="checkbox"/> 構造上の基準に係る適用除外書面	別表第3に掲げる行為に該当する場合
<input type="checkbox"/> 擁壁の断面図・背面図 「宅地造成規制法施行令」のとおりとする。 縮尺は 1/20～1/50 程度	擁壁を用いる場合
<input type="checkbox"/> 擁壁の概要、構造計画及び構造計算書 「宅地造成規制法施行令」のとおりとする。 縮尺は 1/20～1/50 程度	コンクリート擁壁を用いる場合
<input type="checkbox"/> 遮断構造図	
<input type="checkbox"/> 構造適合証	
<input type="checkbox"/> 土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置の図面	

小規模埋立て等許可申請書等作成要領

I 小規模埋立て等許可申請書記載要領

- ・提出部数は、正本1部と副本2部
- ・A4ファイル綴りとし、申請書を一番上にして、申請書表の別紙・別添、申請書裏の添付書類の順に綴る（見出しを貼るものとする）
- ・これ以外に、申請書一式をコピーしたものを4部（農地の場合は5部）

1 小規模埋立て等区域の位置

事業区域が掛かる地番を全て記載すること。

2筆以上の場合は、申請書へは代表地番と外何筆とし、別紙1へ代表地番も含め全て記載すること。

2 小規模埋立て等区域の面積

申請書の公簿上の欄は、区域の公簿上の合計面積を記入し、区域が1筆の一部分になる場合は、計画面積を記入すること。

実測欄は、実測した区域の合計面積を記入すること。

別紙1の記入で、区域又は区域の一部が1筆の一部分になる場合は、面積欄へ公簿上の面積を記載し、上部へ赤色の括弧書きで区域となる実測面積を記載すること。

合計面積欄は、公簿上の面積と、一部区域となる筆の実測面積の合計を記載すること。

（実測）欄は、区域を求積した実測面積を記載すること。

都市計画法の区分は、用途地区の有無を、又用途地域指定されている場合は、その用途を記入すること。（例：第1種住居地域 等）

その他法令等の指定の有無は、施行規則別表第3及び農地法の許可内容等を記入すること。

実測の求積図等を添付すること。

3 小規模埋立て等に使用される土砂等の量

土砂等の量を積算した計算書の量を記載すること。

（計算書を添付すること：申請書裏面の添付書類5）

各土砂等の発生場所からの予定量の合計におおむね合致すること。

4 小規模埋立て等の期間

埋立て等を行う期間を記載すること。

ただし、小規模埋立て等区域の土地が自らの所有でない場合、かつ、行政機関の所有又は管理する土地でない場合にあつては、別紙「小規模埋立て等土地使用承諾書」（同様の内容で既に契約がなされている場合はその契約書でも可能。）及びこれを証するものとして同書類に捺印した土地所有者の印鑑登録証明書（3月以内に発行されたものに限る。）を添付し、借地等の契約期間の範囲内で記載すること。

印鑑登録証明書と違う印鑑の場合は、改めて承諾書を作成すること。

小規模埋立て等区域の土地が行政機関の所有又は管理する土地の場合にあつては、許認可等（許認可前にあつては申請書の写し。受付印のあるものに限る。）の写しを添付すること。

- 5 小規模埋立て等が完了した場合の小規模埋立て等区域の構造
「別表第1」に掲げる構造のとおりとし、事業の前後の構造が判別できる1/250～1/500程度の断面図とし、必要に応じ、のり面保護工の種類と方法等を記載すること。
- 6 小規模埋立て等に使用される土砂等の採取場所並びに採取場所からの搬入予定量及び搬入計画に関する事項
別紙2に記載すること。なお、搬入経路を位置図等に記載すること。
搬入土砂等の区分は、参考の条文を参照のこと。
- 7 小規模埋立て等が施工されている間において、小規模埋立て等区域以外の地域への当該小規模埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置
1/250～1/500程度の平面図に工事の工程、工法を記載した図面とする。
- 8 住民票の写し（法人の場合にあっては、法人登記簿謄本）
3月以内に発行したものに限り。
- 9 小規模埋立て等区域の位置図
1/25,000程度で道路、地勢等周辺の状況が判別できるものとする。
また、土砂等の搬入経路（搬出元から埋立て等区域）を明記し、搬出元が明記できない場合は、主要国県道路から埋立て等区域まで明記すること。
- 10 小規模埋立て等区域の付近の見取図
1/500程度で小規模埋立て等区域の周辺の状況が判明できるものとする。
- 11 小規模埋立て等区域の施行前後の構造が確認できる平面図及び断面図
1/250～1/500程度で作成し、断面図は形状が確認できるピッチの縦横の断面図とする。
- 12 小規模埋立て等区域の土地の登記簿謄本
3月以内に発行したものに限り。
- 13 小規模埋立て等区域の公図の写し
小規模埋立て等区域を明示し、小規模埋立て等区域及び隣接地の地目を記入し、謄写した法務局名、作成年月日を記載すること。
- 14 土質試験等に基づき小規模埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した計算書
計算の根拠となるボーリングデータ、土質試験結果も添付すること。
- 15 小規模埋立て事業が別表第3に掲げる行為に該当することを証する書面
当該行為の許認可等の通知書（決定書）等とする。
ただし、許認可等の決定がなされていない場合にあっては、申請書の写し（提出先の受付印のあるものに限り。）とする。

16 擁壁を用いる場合の断面図及び背面図

参考の条文「宅地造成規制法施行令」のと通りの構造とし、図面は1/20～1/50程度で作成し、背面図は擁壁の裏面の構造が判明できるものであること。

17 コンクリート造の擁壁を用いる場合の概要、構造計画及び構造計算書

参考の条文「宅地造成規制法施行令」のと通りの構造とし、図面は1/20～1/50程度で作成すること。

18 その他

(1) 1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。

(2) この条例以外に許認可等が必要である場合は、その許認可等の通知書（決定書）の写しを添付すること。

ただし、許認可等の決定がなされていない場合にあつては、申請書の写し（提出先の受付印のあるものに限る。）を添付し、許可書の交付を受けた際すぐに写しを提出すること。

(3) 小規模埋立て等土地使用承諾書

土地が自らの所有でない場合、上記4のとおり、提出すること。

(4) 小規模埋立て等区域の表土の地質検査をした場合、採取資料の採取地点の位置図及び採取状況の現場写真、検査資料採取調書、地質分析結果証明書を添付すること。

小規模埋立て等土地使用承諾書

年 月 日

様

承諾者

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）



電話番号

（土地提供者）

（小規模埋立て事業者）

は、 に対し、下記のとおり小規模埋立て等区域に供する土地として提供することを承諾しましたので、印鑑登録証明書を添えて提出します。

記

- 1 小規模埋立て等を行う者の氏名若しくは名称、住所、法人の代表者の氏名
- 2 小規模埋立て等区域の所在地
- 3 提供する土地の承諾期間 年 月 日～ 年 月 日
- 4 提供する土地の一覧 合計 平方メートル（公簿）

土地の所在・地番	地目	地積	備考

注 提供する土地の承諾期間が一笔ごとに異なる場合は、備考欄に承諾期間を記載すること。

II 一時たい積許可申請書記載要領

- ・提出部数は、正本1部と副本2部
- ・A4ファイル綴りとし、申請書を一番上にして、申請書表の別紙・別添、申請書裏の添付書類の順に綴る（見出しを貼るものとする）
- ・これ以外に、申請書一式をコピーしたものを4部（農地の場合は5部）

1 一時たい積区域の位置

一時たい積区域が掛かる地番を全て記載すること。

2筆以上の場合は、申請書へは代表地番と外何筆とし、別紙1へ代表地番も含め全ての筆を記載すること。

事業区域が掛かる地番を全て記載すること。（別紙で記載することも可能。）

2 一時たい積区域の面積

申請書の公簿上の欄は、区域の公簿上の合計面積を記入し、区域が1筆の一部になる場合は、計画面積を記入すること。

実測欄は、実測した区域の合計面積を記入すること。

別紙1の記入で、区域又は区域の一部が1筆の一部になる場合は、面積欄へ公簿上の面積を記載し、上部へ赤色の括弧書きで区域となる実測面積を記載すること。

合計面積欄は、公簿上の面積と、一部区域となる筆の実測面積の合計を記載すること。

（実測）欄は、区域を求積した実測面積を記載すること。

都市計画法の区分は、用途地区の有無を、また用途地域指定されている場合は、その用途を記入すること。（例：第1種住居地域 等）

その他法令等の指定の有無は、施行規則別表第3及び農地法の許可内容等を記入すること。

実測の求積図等を添付すること。

3 一時たい積の実施期間

一時たい積を行う期間を記載すること。

ただし、一時たい積区域の土地が自らの所有でない場合、かつ、行政機関の所有又は管理する土地でない場合にあつては、別紙「小規模埋立て等土地使用承諾書」（同様の内容で既に契約がなされている場合はその契約書でも可能。）及びこれを証するものとして同書類に捺印した土地所有者の印鑑登録証明書（3月以内に発行されたものに限る。）を添付し、借地等の契約期間の範囲内で記載すること。

印鑑登録証明書と違う印鑑の場合は、改めて承諾書を作成すること。

一時たい積区域の土地が行政機関の所有又は管理する土地の場合にあつては、許認可等（許認可前にあつては申請書の写し。受付印のあるものに限る。）の写しを添付すること。

4 一時たい積区域に供する施設及び土砂のたい積の構造

「別表第2」に掲げる構造のとおりとし、1/250～1/500程度の平面図及び断面図とする。

- 5 一時たい積に使用される土砂等について、土砂等の採取場所ごとに区分するために必要な措置
1/250程度の平面図及び立面図に、工法等を記載すること。
- 6 住民票の写し（法人の場合にあっては、法人登記簿謄本）
3月以内に発行したものに限る。
- 7 一時たい積区域の位置図
1/25,000程度で道路、地勢等周辺の状況が判別できるものとする。
また、土砂等の搬入経路（搬出元から一時たい積区域まで）を明記し、搬出元が明記できない場合は、主要国県道路から一時たい積区域まで明記すること。
- 8 一時たい積区域の付近の見取図
1/500程度で一時たい積区域の周辺の状況が判明できるものとする。
- 9 一時たい積区域の土地の登記簿謄本
3月以内に発行したものに限る。
- 10 一時たい積区域の公図の写し
一時たい積区域を明示し、一時たい積区域及び隣接地の地目を記入し、謄写した法務局名、作成年月日を記載すること。
- 11 一時たい積事業が別表第3に掲げる行為に該当することを証する書面
当該行為の許認可等の通知書（決定書）等とする。
ただし、許認可等の決定がなされていない場合にあっては、申請書の写し（提出先の受付印のあるものに限る。）とする。
- 12 表土と一時たい積に使用される土砂等が遮断される構造の場合は、その構造図
構造が判明する1/250～1/500程度の構造図とする。
- 13 一時たい積区域の平面図及び断面図
1/250～1/500程度で作成し、断面図は土砂等のたい積が最大となった場合の構造が確認できるピッチの縦横の断面図とする。
- 14 その他
 - (1) 1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。
 - (2) この条例以外に許認可等が必要である場合は、その許認可等の通知書（決定書）の写しを添付すること。
ただし、許認可等の決定がなされていない場合にあっては、申請書の写し（提出先の受付印のあるものに限る。）を添付し、許可書の交付を受けた際すぐに写しを提出すること。

Ⅲ 小規模埋立て等変更許可申請書記載要領

- ・提出部数は、正本1部と副本2部
 - ・A4ファイル綴りとし、申請書を一番上にして、申請書表の別紙・別添、申請書裏の添付書類の順に綴る（見出しを貼るものとする）
 - ・これ以外に、申請書一式をコピーしたものを4部（農地の場合は5部）
- 1 図面について
許可申請書に用いた図面と同一の縮尺の図面とし、変更前後の内容が判明できるものであること。
 - 2 各項目の記載要領
許可申請書と同じ。

Ⅳ 土砂等搬入届記載要領

- ・提出部数は、正本1部と副本2部
- ◎添付書類
- ①土砂等搬入届（第6号様式）
※必要な図面・写真を添付すること
 - ②土砂等発生元証明書（第7号様式）
 - ③検査資料採取調書（第8号様式）
 - ④地質分析結果証明書（第9号様式）
- 1 土砂等の採取場所、1か所に1通作成すること。
 - 2 同一採取場所の場合は、5,000m³以内ごとに1通作成すること。
 - 3 土砂等の搬入予定量
1つの採取場所からの全体量を記載し、今回の搬入量については、5,000m³以内であること。
 - 4 土砂等の運搬業者名
1社以上ある場合は、全ての事業者を記載すること。

Ⅴ 小規模埋立て等状況報告書記載要領

- ・提出部数は、正本1部と副本2部（第10号様式）
- 1 小規模埋立て等に使用される土砂等の量
実施済量については、採取場所ごとに累計の合計量に一致すること。
 - 2 今回報告量
報告に係る期間（通常は6月間）に搬入された量を記載すること。
 - 3 累計量
前回累計量に今回報告量を加えた量になること。

VI 一時たい積状況報告書記載要領

- ・提出部数は、正本1部と副本2部（第11号様式）

- 1 前回までの処分残量
前回の報告時に、搬出されないで残っている量を記載すること。
- 2 一時たい積の完了時の報告については、土砂の残量が0になっていること。

VII 小規模埋立て等完了届記載要領（廃止（中止）届記載要領）

- ・提出部数は、正本1部と副本2部

◎添付書類

- ①小規模埋立て等完了届（第15号様式）もしくは
小規模埋立て等廃止（中止）届（第14号様式）
※必要な図面を添付すること
- ②小規模埋立て等状況報告書（第10号様式）

- 1 廃止、完了について
表面をアスファルト舗装する場合や天地返し（事業前に確保してあった表土で覆う。）の場合は、事業区域以外からの土砂等の搬入終了時に廃止又は完了となる。

VIII 小規模埋立て等地質検査報告書記載要領

- ・提出部数は、正本1部と副本2部

◎添付書類

- ①小規模埋立て等地質検査報告書（第12号様式）
※土砂等の採取場所の図面及び現場写真を添付すること
- ②検査資料採取調書（第8号様式）
- ③地質分析結果証明書（第9号様式）

- 1 地質検査について
地質検査は市職員の立会い上、指定する期日に実施する。

IX その他

- ・小規模埋立て等変更届・・・提出部数は、正本1部と副本1部
- ・小規模埋立て等承継届・・・提出部数は、正本1部と副本2部

- 1 変更届について
軽微な変更内容の場合、小規模埋立て等変更届（第5号様式）を使用する。
軽微な変更とは、氏名、名称、住所、法人の代表者の氏名、土砂等の量、採取場所や土砂等の搬入計画の変更とする。
- 2 承継届について
小規模埋立て等の許可を受けた者がその全部を譲り渡し、又は許可を受けた者について相続等があったときは、地位を承継した者は、小規模埋立て等承継届（第16号様式）を届け出ること。

この手引きに掲載している「鎌ヶ谷市の小規模埋立て等に関する条例・規則・様式」は鎌ヶ谷市ホームページよりダウンロードできます。

鎌ヶ谷市ホームページアドレス <http://www.city.kamagaya.chiba.jp/>

掲載場所 条例、規則→条例・規則検索「鎌ヶ谷市例規集」

様式→ダウンロードサービス「ダウンロードサービスのページ」

X 参考資料

- ・許可申請書別紙2及び一時たい積許可申請書別紙の搬入土砂等の種類記載欄及び土砂等発生元証明書中の発生土砂等の区分欄は、下記条文を参考に区分すること。

建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令【抜粋】
(平成3年建設省令第19号)

(この省令の趣旨)

第1条 この省令は、建設業に属する事業を行う者(以下「建設工事事業者」という。)の再生資源の利用を促進するため、資源の有効な利用の促進に関する法律第15条の規定に基づき、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成3年政令第327号)別表第2の第1欄に掲げる土砂、コンクリートの塊及びアスファルト・コンクリートの塊のうち建設工事に伴い副次的に得られたもの(以下それぞれ「建設発生土」「コンクリート塊」及び「アスファルト・コンクリート塊」という。)について、建設工事事業者の建設工事に係る事業場(以下「工事現場」という。)での利用に関する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

中略

(再生資源の利用の原則)

第3条 建設工事事業者は、請負契約の内容及び再生資源の利用に関する技術水準を踏まえるとともに、建設工事を施工する場所の状況及び再生資源化施設(建設工事に係る再生資源を利用するために必要な加工を行う施設をいう。)の立地状況等を勘案し、再生資源を建設資材として用いる建設工事を施工することにより、その利用を行うものとする。

(建設発生土の利用)

第4条 建設工事事業者は、建設発生土を利用する場合において、別表第1の上欄に掲げる区分に応じ、主として下欄に掲げる用途に利用するものとする。

- 2 前項の場合において、建設工事事業者は、建設発生土の品質等に関する技術的知見に基づき、建設工事の施工又は完成後の工作物(建築物を含む。以下同じ。)の機能に支障が生じないように、適切な施工を行うものとする。
- 3 建設工事事業者は、建設発生土の利用に当たって、あらかじめ建設発生土の発生又は利用に係る必要な情報の収集又は提供に努めるものとする。

中略

(再生資源の発生した工事現場での利用)

第7条 建設工事事業者は、適切な施工方法の選択、資材置場の確保及び施工機械(再生資源を建設資材として利用するために必要な加工を行う装置を含む。)の選定に配慮し、再生資源が発生した当該工事現場での利用に努めるものとする。

以下別表まで略

別表第1（第4条関係）

第1種建設発生土 （砂、礫及びこれらに準ずるものをいう。）	工作物の埋め戻し材料 土木構造物の裏込材 道路盛土材料 宅地造成用材料
第2種建設発生土 （砂質土、礫質土及びこれらに準ずるものをいう。）	土木構造物の裏込材 道路盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料
第3種建設発生土 （通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるものをいう。）	土木構造物の裏込材 道路路体用盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料 水面埋立て用材料
第4種建設発生土 （粘性土及びこれに準ずるもの（第3種建設発生土を除く。）をいう。）	水面埋立て用材料

発生土利用基準（平成18年8月10日、国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号）

1. 目的

本基準は、建設工事に伴い副次的に発生する土砂や汚泥（以下「発生土」という。）の土質特性に応じた区分基準及び各々の区分に応じた適用用途標準等を示すことにより、発生土の適正な利用の促進を図ることを目的とする。なお、本基準については、今後の関係法令及び基準類等の改・制定や技術的な状況の変化等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行うものとする。

2. 適用

本基準は、発生土を建設資材として利用する場合に適用する。ただし、利用の用途が限定されており、各々の利用の用途に応じた基準等が別途規定されている場合には、別途規定されている基準等によるものとする。なお、建設汚泥の再生利用については「建設汚泥処理土利用技術基準」（国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日）を適用するものとする。

3. 留意事項

本基準を適用し、発生土を利用するにあたっては、関係法規を遵守しなければならない。

4. 土質区分基準

(1) 土質区分基準

発生土の土質区分は、原則として、コーン指数と土質材料の工学的分類体系を指標とし、表-1に示す土質区分基準によるものとする。なお、土質改良を行った場合には、改良後の性状で判定するものとする。

(2) 土質区分判定のための調査試験方法

土質区分判定のための指標を得る際は、表-2に示す土質区分判定のための調査方法を標準とする。

以下表まで略

表-1 土質区分基準

区 分 (国土交通省令) ^{※1)}	細区分 ^{※2) 3) 4)}	コーン 指数 q _c ^{※5)} (kN/m ²)	土質材料の工学的分類 ^{※6) 7)}		備 考 ^{※6)}	
			大分類	中分類 土質 {記号}	含水比 (地山) W _n (%)	掘削方法
第1種建設発生土 (砂、礫及びこれら に準ずるもの)	第1種	—	礫質土	礫{G}、砂礫{GS}	—	<ul style="list-style-type: none"> ・排水に考慮するが、降水、侵出地下水等により含水比が増加すると予想される場合は、1ランク下の区分とする。 ・水中掘削等による場合は、2ランク下の区分とする。
			砂質土	砂{S}、礫質砂{SG}		
	第1種改良土 ^{※8)}		人工材料	改良土{I}		
第2種建設発生土 (砂質土、礫質土 及びこれらに準ずる もの)	第2a種	800以上	礫質土	細粒分まじり礫{GF}	—	
	第2b種		砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	
	第2種改良土		人工材料	改良土{I}	—	
第3種建設発生土 (通常の施工性が確 保できる粘性土及び これに準ずるもの)	第3a種	400以上	砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	
	第3b種		粘性土	シルト{M}、粘性土{C}	40%程度以下	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	—	
	第3種改良土		人工材料	改良土{I}	—	
第4種建設発生土 (粘性土及びこれに 準ずるもの(第3種 建設発生土を除く))	第4a種	200以上	砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	
	第4b種		粘性土	シルト{M}、粘性土{C}	40~80%程度	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	—	
			有機質土	有機質土{O}	40~80%程度	
第4種改良土	人工材料	改良土{I}	—			
泥土 ^{※1) 9)}	泥土 a	200未満	砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	
	泥土 b		粘性土	シルト{M}、粘性土{C}	80%程度以上	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	—	
			有機質土	有機質土{O}	80%程度以上	
			泥土 c	高有機質土	高有機質土{Pt}	

*1) 国土交通省令(建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令59、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令60)においては区分として第1種~第4種建設発生土が規定されている。

*2) この土質区分基準は工学的判断に基づく基準であり、発生土が産業廃棄物であるか否かを決めるものではない。

- *3) 表中の第1種～第4種改良土は、土(泥土を含む)にセメントや石灰を混合し化学的安定処理したものである。
例えば第3種改良土は、第4種建設発生土または泥土を安定処理し、コーン指数400 kN/m²以上の性状に改良したものである。
- *4) 含水比低下、粒土調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されないため、処理後の性状に応じて改良土以外の細区分に分類する。
- *5) 所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコーン指数(表-2参照)。
- *6) 計画段階(掘削前)において発生土の区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系((社)地盤工学会)と備考欄の含水比(地山)、掘削方法から概略の区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指数を測定して区分を決定する。
- *7) 土質材料の工学的分類体系における最大粒径は75mmと定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。
- *8) 砂及び礫と同等の品質が確保できているもの。
- *9) ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について 昭和46年10月16日 環整43厚生省通知)
・地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。(建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について 平成13年6月1日 環廃産276 環境省通知)
・建設汚泥に該当するものについては、廃棄物処理法に定められた手続きにより利用が可能となり、その場合「建設汚泥処理土利用技術基準」(国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日)を適用するものとする。

表-2 土質区分判定のための調査試験方法

判定指標*1)	試験方法	規格番号・基準番号
コーン指数*2)	締め固めた土のコーン指数試験方法	J I S A 1 2 2 8
土質材料の工学的分類	地盤材料の工学的分類方法	J G S 0 0 5 1
自然含水比	土の含水比試験方法	J I S A 1 2 0 3
土の粒土	土の粒度試験方法	J I S A 1 2 0 4
液性限界・塑性限界	土の液性限界・塑性限界試験方法	J I S A 1 2 0 5

*1) 改良土の場合は、コーン指数のみを測定する。

*2) 1層ごとの突固め回数は、25回とする。

参考資料

宅地造成等規制法施行令 関連条文抜粋 (昭和37年政令第16号)

(定義等)

第1条 この政令は(第3条を除く。)において、「切土」又は「盛土」とは、それぞれ宅地造成である切土又は盛土をいう。

中略

5 擁壁の前面の上端と下端(擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。以下この項において同じ。)とを含む面の水平面に対する角度を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を擁壁の高さとする。

(擁壁の設置に関する技術的基準)

第6条 法第9条第1項の政令で定める技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次のとおりとする。

一 切土又は盛土(第3条第4号の切土又は盛土を除く。)をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ 略

ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面

二 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。

2 略

(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)

第7条 前条の規定による鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号のいずれにも該当することを確かめたものでなければならない。

一 土圧、水圧及び自重(以下「土圧等」という。)によって擁壁が破壊されないこと。

二 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。

三 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。

四 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

2 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。

一 土圧等によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。

二 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの3分の2以下であることを確かめること。

三 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の3分の2以下であることを確かめること。

四 土圧等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によって基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。

3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

一 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第二の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算

された数値を用いることができる。

- 二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第90条（表一を除く。）第91条、第93条及び第94条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値
- 三 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第三の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

（練積み造の擁壁の構造）

第8条 第6条の規定による間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ（第1条第5項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。以下別表第四において同じ。）が、崖の土質に応じ別表第四に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは40センチメートル以上、その他のものであるときは70センチメートル以上であること。
- 二 石材その他の組積材は、控え長さを30センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。
- 三 前二号に定めるところによっても、崖の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。
- 四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の全面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第四上欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは擁壁の高さの100分の15（その値が35センチメートルに満たないときは、35センチメートル）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの100分の20（その値が45センチメートルに満たないときは、45センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

（設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用）

第9条 第6条の規定による擁壁については、建築基準法施行令第36条の3から第39条まで、第52条（第3項を除く。）、第72条から第75条まで及び第79条の規定を準用する。

（擁壁の水抜穴）

第10条 第6条の規定による擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積3平方メートル以内ごとに少なくとも1個の内径7.5センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならない。

別表第二（第7条関係）

土 質	単位体積重量 (1立方メートルにつき)	土圧係数
砂利又は砂	1.8トン	0.35
砂質土	1.7トン	0.40
シルト、粘土又はこれらを多量に含む土	1.6トン	0.50

別表第三（第7条関係）

土 質	摩擦係数
岩、岩屑、砂利又は砂	0.5
砂質土	0.4
シルト、粘土又はこれらを多量に含む土（擁壁の基礎底面から少なくとも1.5センチメートルまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。）	0.3

別表第四（第8条関係）

土 質	擁 壁		
	勾 配	高 さ	下端部の厚さ
第1種 岩、岩屑、砂利又は砂利まじり砂	70度を超え75度以下	2メートル以下	40センチメートル以上
		2メートルを超え 3メートル以下	50センチメートル以上
	65度を超え70度以下	2メートル以下	40センチメートル以上
		2メートルを超え 3メートル以下	45センチメートル以上
	65度以下	3メートルを超え 4メートル以下	50センチメートル以上
		3メートル以下	40センチメートル以上
第2種 真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	70度を超え75度以下	2メートル以下	50センチメートル以上
		2メートルを超え 3メートル以下	70センチメートル以上
	65度を超え70度以下	2メートル以下	45センチメートル以上
		2メートルを超え 3メートル以下	60センチメートル以上
	65度以下	3メートルを超え 4メートル以下	75センチメートル以上
		2メートル以下	40センチメートル以上
第3種 その他の土質	70度を超え75度以下	2メートル以下	85センチメートル以上
		2メートルを超え 3メートル以下	90センチメートル以上
	65度を超え70度以下	2メートル以下	75センチメートル以上
		2メートルを超え 3メートル以下	85センチメートル以上
	65度以下	3メートルを超え 4メートル以下	105センチメートル以上
		2メートル以下	70センチメートル以上
65度以下	2メートルを超え 3メートル以下	80センチメートル以上	
	3メートルを超え 4メートル以下	95センチメートル以上	
65度以下	4メートルを超え 5メートル以下	120センチメートル以上	
	4メートルを超え 5メートル以下	120センチメートル以上	